

## 持続可能で安定的な社会保障制度の構築に関する決議

我が国は、これまでどの国においても経験したことのない人口減少社会に直面し、社会保障関係費は年々増嵩し続けているところであり、社会保障制度の持続可能性を確保し、将来世代に確実に引き継いでいくための改革に全力で取り組むことが求められている。

このような中、国は、我が国における社会保障の機能強化・維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障・税一体改革」の実現に向け取り組んできたところであり、消費税・地方消費税の10%への引上げを確実に実施する必要がある。

我々都市自治体は、社会保障は国との信頼・協力関係に基づき着実に推進すべきものと認識し、既に子ども・子育てをはじめとする社会保障の充実のための施策については、国の画一的な制度では対応できない住民のニーズを地方単独事業と組み合わせることで実施することにより、我が国の社会保障制度の維持に寄与しているところである。

都市自治体においては、引き続き、総合的な子育て支援策の更なる展開、地域における医療の確保、国民健康保険制度・介護保険制度の安定的な運営、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正な実施、障害者施策の充実等が求められている。

よって、国は、都市自治体を実施するこれらの社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、消費税・地方消費税の確実な引上げを行うとともに、必要な人材の確保と地方財源の確保について適切な措置を講じるなど、持続可能で安定的な社会保障制度を構築するよう強く要請する。

また、消費税・地方消費税の引上げによる増収分の一部を活用して、社会保障制度を全世代型とするための新たな政策パッケージを策定するに当たっては、地方行政に大きく関わるものであることから、地方と十分協議すること。

以上決議する。

平成29年11月16日

全 国 市 長 会